

解題

綵巖詩則

一卷

奥

綵巖著

此書は、信濃の村上某といふものが作詩の法を問ひしにより、それに答へたるなり、専ら近體の詩を學ぶに心得となるべきこと二十餘條の目を擧げたり、著者の名字郷貫は之を知るに由なけれども、詩法を論ずること極めて平易にして、初學の士に益あり、原本は寫本にして、三村清三郎氏の藏書に係れり。

綵巖詩則

奥　綵巖述

物あれば則ありといふは、僞にはあらず、官に律令あり、武家に式目あり、和歌に式あり、いやしき圍碁象戯の類まで、それ／＼の定跡はあるぞかし、唐明の詩式存すといへども、當時の人讀て通ずる事あたはず、高きものは宋元、卑きものは打油と成、いづれか瓜哇國（ジャバ）に走らざるはなし、信州の村上子、津梁に建ふて寄方なし、老樹の身一々に語する事もかたし、一紙の式法を書してあたふ、君これを四十七字の伊呂波となんちもはゞ、詩は詩の形たるべし、その上の達不達は、やつがれの知る所にあらず、そも／＼此式を準繩して見ば、他人の好詩惡詩は一覽を終るをまたずして瞭然たるべし、さもなくしては、天下の詩一同に見えて、眞に善惡をわかつ事あたはじ、古人の詩たりといふとも、此式に漏たらんは、惡詩といふべし、但今いふ所は、五七の律絶に限れり、古詩長篇等の事は、又別に沙汰すべし、綵巖も初手は時世につれて、宋元の風より外はしらず、正徳の時、三十

餘歲にあたり、をばへず、口口心地のひらくる日ありて、前時の惡習を悟れり、それより唐明の百家に出入し、近年幸に祕書の任にあたり、ますく萬卷を自由に、して、左右逢原の心地せり、此式にいふ所は、三十年磨礪のあまり、皇天后土、言の飾もなし、大方は我もはじめは此を知らずして覆轍のありき、上才はこれを語るに及ばず、下才は語るにも馬耳のかぜたるべし、中才の人、これを見て心附なば、などか助けとならざらんや。

元文四のとし春の初

目録

- 一格調を專に可相嗜事、
- 一景情不交は詩たるべからざる事、
- 一詩は仙禪の二趣に歸する事、
- 附、道學風の詩學ぶべからざる事、

一 俗を雅に轉ずるといふ手段の事、
 一 宴集寄贈紀遊等の境の廣き題を主とし、詠物題は功者の後ならずんば不可作
 事、

一 對字の、虚活死實辨（中略）へ知るべき事、

一 句の上下、一反一直、可入交事、

一 虚字の斡旋を可念入事、

一 唐宋以來の故事并詩句を趣向に不可用事、

一 古句を取用に斟酌のほどある事、

一 律絶に古詩の字を用ゆべからざる事、

一 上中下等のほとり字、詩中一ヶ所に不可過事、

附、疊字も同斷の事、

一 詩中に人物禽獸草木地名多分に過ぐれば詩の疵たる事、

一 律詩は一首の内、故事一二ヶ所は是非可有事、

附、絶句に故事過しは、不宜事、

一あまりに遠き故事不可用事、

一唐の地名を以て日本の地名といふ事、能々の當せずんば致すべからざる事、

一人を比し自ら比するに、大抵相應の事を可用、過分に結構過たる古人へ比すべからざる事、

一宋元并清朝の詩、格調不宜、手に觸るべからざる事、

附、出家婦人の詩、同斷の事、

一當時長崎邊唐人の詩、皆々惡詩たる事、

一和韻は相手への挨拶を專に可心得事、

一和韻清書の時、先様の字稱號等、尊卑の次第能々逐吟味可認事、

附、自分の姓名稱號等の譯も、念入無禮にわたらざる様に可心得事、

以上

一 則

一千言萬語をかさぬといふとも、畢竟は詩は格調を主として、その體は虚に屬し、その用は實に靠れり、此を悟りなば、詩は大成にいたる事、何ぞ難からん、しかれども此工夫初學の事にあらず、

綵巖詩則

終